

単体情報

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項（平成26年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ国内基準）>

単体自己資本比率（附則別紙様式第3号）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年9月中間期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	26,369	
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,759	
うち、利益剰余金の額	12,788	
うち、自己株式の額(△)	21	
うち、社外流出予定額(△)	156	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	129	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	830	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	830	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,588	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	28,918	
コア資本に係る調整項目の額(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	142
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	142
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	93
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	412
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	28,918	—
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	336,488	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,458	—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	142	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	93	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△13,103	—
うち、上記以外に該当するものの額	409	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	19,218	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	355,706	—
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.12	—

単体自己資本比率（平成25年9月中間期・バーゼルⅡ基準）

（単位：百万円、％）

項 目	平成25年9月中間期	項 目	平成25年9月中間期
(自 己 資 本)		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
資 本 金	8,000	告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
うち非累積的永久優先株	—	告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
資 本 準 備 金	5,759	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—
利 益 準 備 金	2,724	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	9,184	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	—
そ の 他	—	控除項目不算入額(△)	—
自 己 株 式 (△)	78	(控除項目)計(E)	—
自 己 株 式 申 込 証 拠 金 (△)	—	自己資本額(D)－(E) (F)	28,194
自 己 株 式 申 込 証 拠 金 (△)	155		
社 外 流 出 予 定 額 (△)	—		
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—		
新 株 予 約 権	114		
営 業 権 相 当 額 (△)	—		
の れ ん 相 当 額 (△)	—		
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	(リスク・アセット等)	
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	資産(オン・バランス)項目	318,245
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額 (△)	—	オフ・バランス取引等項目	2,011
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 前 の [基本的項目] 計(上記各項目の合計額)	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	19,537
[基 本 的 項 目] 計 (A)	25,548	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額及び基本的項目の額に占める割合	(—)	合 計 (G)	339,794
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	1,588	単体総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,591
一 般 貸 倒 引 当 金	1,057		
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—		
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	2,645		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—		
自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)	28,194	自己資本比率(国内基準)(F) / (G)	8.29
		参考：Tier1比率(国内基準)(A) / (G)	7.51

連結情報

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項（平成26年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ国内基準）>

連結自己資本比率（附則別紙様式第4号）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年9月中間期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	27,484	
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,759	
うち、利益剰余金の額	13,903	
うち、自己株式の額(△)	21	
うち、社外流出予定額の額(△)	156	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	129	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	922	
うち、一般貸倒引当金	922	
うち、適格引当金	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,588	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,100	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	32,225	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	178
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	178
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	230
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	304
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	32,225	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	346,046	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,393	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	178	
うち、繰延税金資産	—	
うち、退職給付に係る資産	230	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△13,103	
うち、上記以外に該当するものの額	301	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,204	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	366,250	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	8.79	

連結自己資本比率（平成25年9月中間期・パーゼルII基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年9月中間期	項目	平成25年9月中間期
（自己資本）		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
資本金	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
うち非累積的永久優先株	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—
新株式申込証拠金	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
資本剰余金	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—
利益剰余金	12,288	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
自己株式(△)	78	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—
自己株式申込証拠金	—	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—
社外流出予定額(△)	155	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	控除項目不算入額(△)	—
為替換算調整勘定	—	（控除項目）計(E)	—
新株予約権	114	自己資本額(D)-(E)(F)	31,434
連結子法人等の少数株主持分	2,729		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—		
営業権相当額(△)	—		
のれん相当額(△)	—		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	(リスク・アセット等)	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	資産(オン・バランス)項目	326,600
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	オフ・バランス取引等項目	2,011
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	20,468
[基本的項目]計(A)	28,657	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(—)	合 計(G)	349,080
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,588	連結総所要自己資本額(G)に4%を乗じた額	13,963
一般貸倒引当金	1,188		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—		
負債性資本調達手段等	—		
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—		
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—		
補完的項目不算入額(△)	—		
[補完的項目]計(B)	2,777		
短期劣後債務	—		
準補完的項目不算入額(△)	—		
[準補完的項目]計(C)	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.00
自己資本総額(A+B+C)(D)	31,434	参考：Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.20

単体情報

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の充実度に関する事項（第10条第4項第1号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成25年9月中旬期	平成26年9月中旬期
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	26	22
7. 国際開発銀行向け	—	0
8. 地方公共団体金融機構向け	15	18
9. 我が国の政府関係機関向け	68	77
10. 地方三公社向け	27	18
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	446	155
12. 法人等向け	6,126	6,124
13. 中小企業等及び個人向け	2,572	2,672
14. 抵当権付住宅ローン	445	458
15. 不動産取得等事業向け	1,851	2,223
16. 三ヶ月以上延滞等	75	45
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	91	88
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資	532	634
（うち出資等のエクスポージャー）	—	634
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
21. 上記以外	450	1,334
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	873
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	198
（うち上記以外のエクスポージャー）	—	262
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	25
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	△524
合 計	12,729	13,376

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成25年9月中旬期	平成26年9月中旬期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務	20	14
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	—	—
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	6	11
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	34	37
（うち借入金（の保証））	2	2
（うち有価証券（の保証））	—	—
（うち手形（引受））	0	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—
（うちクレジット・デリバティブのアロケーション提供）	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控 除 額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	0
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	16	4
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	0	5
カレント・エクスポージャー方式	0	5
派 生 商 品 取 引	0	5
外 為 関 連 取 引	0	3
金 利 関 連 取 引	0	0
金 関 連 取 引	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属（金を除く）関 連 取 引	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	0	1
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—
標 準 方 式	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	—	—
13. 未 決 取	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	80	74

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位：百万円)

		所要自己資本の額
		平成26年9月中間期
C	V A リ ス ク	8
中 央 清 算 機 関 関 連 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		0

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	781	768
うち 基礎 的 手 法	781	768
うち 粗 利 益 配 分 手 法	—	—
うち 先 進 的 計 測 手 法	—	—

ヘ 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成26年9月中間期
単体総所要自己資本額（リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額）	14,228

信用リスクに関する次に掲げる事項（第10条第4項第2号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期					平成26年9月中間期				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高					信用リスクエクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	3月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	3月以上延滞エクスポージャー	
国 内 計	667,734	421,948	194,857	38	1,573	685,178	416,762	194,683	526	1,470
国 外 計	24,898	—	24,840	—	439	23,034	—	22,980	—	—
地 域 別 合 計	692,633	421,948	219,698	38	2,013	708,212	416,762	217,663	526	1,470
製 造 業	54,722	39,839	12,129	—	354	57,231	38,662	15,202	—	321
農 業、 林 業	787	786	—	—	173	717	717	—	—	165
漁 業	151	151	—	—	—	165	165	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	579	579	—	—	—	618	618	—	—	—
建 設 業	47,815	46,788	900	—	90	47,129	45,937	900	—	92
電気・ガス・熱供給・水道業	11,195	8,900	1,395	—	—	11,768	9,521	1,397	—	—
情 報 通 信 業	2,079	1,576	399	—	—	2,089	1,735	200	—	—
運輸業、郵便業	26,357	16,195	9,542	—	—	27,433	17,691	9,017	—	—
卸売業、小売業	49,011	47,448	1,199	—	41	47,071	45,688	800	—	72
金融業、保険業	106,495	25,456	59,219	27	335	88,246	7,554	54,155	479	—
不動産業、物品賃貸業	89,992	83,543	2,798	—	157	101,394	91,325	3,300	—	198
各種サービス業	65,806	64,696	800	—	594	64,510	63,434	800	—	474
国・地方公共団体	144,837	13,339	131,312	—	—	162,838	16,725	131,890	—	—
個 人	73,074	72,646	—	—	266	77,448	76,983	—	—	146
そ の 他	19,726	—	—	10	—	19,548	—	—	46	—
業 種 別 計	692,633	421,948	219,698	38	2,013	708,212	416,762	217,663	526	1,470
1 年 以 下	187,774	130,614	37,733	11	484	158,897	113,757	22,219	187	72
1 年 超 3 年 以 下	67,572	24,196	43,347	—	74	77,692	24,307	53,125	259	29
3 年 超 5 年 以 下	79,754	38,346	41,380	27	411	89,724	42,641	47,037	45	361
5 年 超 7 年 以 下	55,159	32,161	22,978	—	20	87,504	35,119	52,360	7	90
7 年 超 1 0 年 以 下	135,592	69,929	65,624	—	157	111,864	60,811	36,345	—	15
1 0 年 超	133,845	126,581	7,141	—	297	145,320	140,099	5,075	27	366
期間の定めのないもの	32,933	117	1,492	—	567	37,208	25	1,499	—	534
残存期間別合計	692,633	421,948	219,698	38	2,013	708,212	416,762	217,663	526	1,470

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成25年9月中間期	1,027	1,042	1,027	1,042
	平成26年9月中間期	782	818	782	818
個別貸倒引当金	平成25年9月中間期	2,230	2,238	2,230	2,238
	平成26年9月中間期	2,170	2,328	2,170	2,328
特定海外債権引当勘定	平成25年9月中間期	—	—	—	—
	平成26年9月中間期	—	—	—	—
合 計	平成25年9月中間期	3,258	3,281	3,258	3,281
	平成26年9月中間期	2,952	3,146	2,952	3,146

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期				平成26年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	1,027	1,042	1,027	1,042	782	818	782	818
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,027	1,042	1,027	1,042	782	818	782	818
製造業	138	182	138	182	134	131	134	131
農業、林業	1	1	1	1	1	1	1	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	1	2	1	2
建設業	169	154	169	154	130	115	130	115
電気・ガス・熱供給・水道業	16	14	16	14	9	24	9	24
情報通信業	3	4	3	4	3	2	3	2
運輸業、郵便業	51	42	51	42	36	32	36	32
卸売業、小売業	136	148	136	148	113	144	113	144
金融業、保険業	23	21	23	21	14	14	14	14
不動産業、物品賃貸業	184	197	184	197	141	173	141	173
各種サービス業	159	146	159	146	108	105	108	105
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	137	125	137	125	85	70	85	70
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,027	1,042	1,027	1,042	782	818	782	818

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期				平成26年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	2,230	2,238	2,230	2,238	2,170	2,328	2,170	2,328
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,230	2,238	2,230	2,238	2,170	2,328	2,170	2,328
製造業	260	249	260	249	262	267	262	267
農業、林業	70	69	70	69	66	66	66	66
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	416	397	416	397	272	245	272	245
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3	5	3	5	3	3	3	3
卸売業、小売業	491	549	491	549	555	834	555	834
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	305	251	305	251	341	315	341	315
各種サービス業	576	624	576	624	578	510	578	510
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	83	70	83	70	68	63	68	63
その他	23	22	23	22	22	21	22	21
業種別合計	2,230	2,238	2,230	2,238	2,170	2,328	2,170	2,328

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
製 造 業	1	4
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	34	21
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	0
卸売業、小売業	52	47
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	44	—
各種サービス業	71	90
国・地方公共団体	—	—
個人	0	4
その他の業種別合計	—	—
業 種 別 合 計	204	169

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成25年9月中間期		平成26年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	245,927	—	249,025
10%	—	43,839	—	45,847
20%	6,153	33,316	5,189	25,384
35%	—	31,837	—	32,746
50%	29,352	2,471	30,604	1,996
75%	—	84,887	—	88,377
100%	9,790	206,278	9,053	220,556
150%	439	353	—	334
250%	—	—	—	567
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	45,735	648,911	44,846	664,837

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第10条第4項第3号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
現 金 及 び 自 行 預 金	10,012	10,017
適 格 債 券	28,285	8,074
適 格 投 資 信 託	—	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	38,297	18,091
適 格 クレジット・デリバティブ	3,213	2,637
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ 合 計	3,213	2,637

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額	1	72

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
派 生 商 品 取 引	13	326
外国為替関連取引及び金関連取引	11	243
金利関連取引	2	82
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	200
合 計	38	526

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	38	526
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	38	526
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
派 生 商 品 取 引	13	326
外国為替関連取引及び金関連取引	11	243
金利関連取引	2	82
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	200
合 計	38	526

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	4,000
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	500	4,000

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号）

該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第10条第4項第7号）

イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期		平成26年9月中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	16,650	—	20,499	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	2,360	—	2,729	—
合 計	19,011	19,011	23,228	23,228

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
子 会 社 ・ 子 法 人 等	40	197
関 連 法 人 等	—	—
合 計	40	197

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
売 却 損 益 額	585	579
償 却 損 益 額	28	—

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は平成25年9月中間期は5,247百万円、平成26年9月中間期は5,446百万円であります。

ニ 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第10条第4項第9号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
金利ショックに対する経済的価値の増減額 (アウトライヤー基準による上方金利ショック下 (9% タイル値) での現在価値変動額)	△2,096	△1,857

連結情報

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（第12条第4項第1号）

該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項（第12条第4項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項目	所要自己資本の額	
	平成25年9月中旬期	平成26年9月中旬期
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	26	22
7. 国際開発銀行向け	—	0
8. 地方公共団体金融機構向け	15	18
9. 我が国の政府関係機関向け	68	77
10. 地方三公社向け	27	18
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	446	155
12. 法人等向け	6,438	6,477
13. 中小企業等及び個人向け	2,571	2,671
14. 抵当権付住宅ローン	445	458
15. 不動産取得等事業向け	1,850	2,223
16. 三ヶ月以上延滞等	73	46
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	91	88
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	533	633
（うち出資等のエクスポージャー）	—	633
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
21. 上記以外	475	1,362
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	873
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	213
（うち右記以外のエクスポージャー）	—	275
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	28
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	△524
合計	13,064	13,758

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項目	所要自己資本の額	
	平成25年9月中旬期	平成26年9月中旬期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務	20	14
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	—	—
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	6	11
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	34	37
（うち借入金保証）	2	2
（うち有価証券の保証）	—	—
（うち手形引受）	0	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	0
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供	—	—
又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	16	4
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	0	5
カレント・エクスポージャー方式	0	5
派生商品取引	0	5
外為関連取引	0	3
金利関連取引	0	0
金融関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	0	1
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	80	74

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位：百万円)

		所要自己資本の額
		平成26年9月中間期
C	V A リ ス ク	8
中 央 清 算 機 関 関 連 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		0

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	818	808
うち 基礎 的 手 法	818	808
うち 粗 利 益 配 分 手 法	—	—
うち 先 進 的 計 測 手 法	—	—

ヘ 連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成26年9月中間期
連結総所要自己資本額（リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額）	14,650

信用リスクに関する次に掲げる事項（第12条第4項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期					平成26年9月中間期				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高		債 券	デリバテ イブ取引	3月以 上延滞 エク スポ ー ジ ャ ー	信用リスクエクスポージャー中間期末残高		債 券	デリバテ イブ取引	3月以 上延滞 エク スポ ー ジ ャ ー
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引					貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				
国 内 計	676,249	417,998	194,857	38	1,849	694,578	413,882	194,683	526	1,663
国 外 計	24,898	—	24,840	—	439	23,034	—	22,980	—	—
地 域 別 合 計	701,148	417,998	219,698	38	2,289	717,613	413,882	217,663	526	1,663
製 造 業	54,722	39,839	12,129	—	354	57,231	38,662	15,202	—	321
農 業、 林 業	787	786	—	—	173	717	717	—	—	165
漁 業	151	151	—	—	—	165	165	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	579	579	—	—	—	618	618	—	—	—
建 設 業	47,815	46,788	900	—	90	47,129	45,937	900	—	92
電気・ガス・熱供給・水道業	11,195	8,900	1,395	—	—	11,768	9,521	1,397	—	—
情 報 通 信 業	2,078	1,576	399	—	—	2,088	1,735	200	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	26,378	16,195	9,542	—	—	27,454	17,691	9,017	—	—
卸 売 業、 小 売 業	49,011	47,448	1,199	—	41	47,071	45,688	800	—	72
金 融 業、 保 険 業	106,529	25,456	59,219	27	335	88,278	7,554	54,155	479	—
不動産業、物品賃貸業	86,031	79,593	2,798	—	157	98,347	88,445	3,300	—	198
各種サービス業	65,812	64,696	800	—	594	64,515	63,434	800	—	474
国・地方公共団体	144,837	13,339	131,312	—	—	162,838	16,725	131,890	—	—
個 人	73,074	72,646	—	—	349	77,448	76,983	—	—	203
そ の 他	32,143	—	—	10	193	31,939	—	—	46	135
業 種 別 合 計	701,148	417,998	219,698	38	2,289	717,613	413,882	217,663	526	1,663
1 年 以 下	198,643	129,614	37,733	11	484	157,759	112,507	22,219	187	128
1 年 超 3 年 以 下	66,222	22,846	43,347	—	74	76,412	23,027	53,125	259	29
3 年 超 5 年 以 下	78,154	36,746	41,380	27	411	89,374	42,291	47,037	45	361
5 年 超 7 年 以 下	55,159	32,161	22,978	—	20	87,504	35,119	52,360	7	90
7 年 超 10 年 以 下	135,592	69,929	65,624	—	157	111,864	60,811	36,345	—	15
10 年 超	133,845	126,581	7,141	—	297	145,320	140,099	5,075	27	366
期間の定めのないもの	33,529	117	1,492	—	843	49,377	25	1,499	—	670
残 存 期 間 別 合 計	701,148	417,998	219,698	38	2,289	717,613	413,882	217,663	526	1,663

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。
2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成25年9月中間期	1,171	1,173	1,171	1,173
	平成26年9月中間期	891	910	891	910
個別貸倒引当金	平成25年9月中間期	2,636	2,645	2,636	2,645
	平成26年9月中間期	2,468	2,583	2,468	2,583
特定海外債権引当勘定	平成25年9月中間期	—	—	—	—
	平成26年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成25年9月中間期	3,807	3,819	3,807	3,819
	平成26年9月中間期	3,359	3,493	3,359	3,493

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期				平成26年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	1,171	1,173	1,171	1,173	891	910	891	910
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,171	1,173	1,171	1,173	891	910	891	910
製造業	138	182	138	182	134	131	134	131
農業、林業	1	1	1	1	1	1	1	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	1	2	1	2
建設業	169	154	169	154	130	115	130	115
電気・ガス・熱供給・水道業	16	14	16	14	9	24	9	24
情報通信業	3	4	3	4	3	2	3	2
運輸業、郵便業	51	42	51	42	36	32	36	32
卸売業、小売業	136	148	136	148	113	144	113	144
金融業、保険業	23	21	23	21	14	14	14	14
不動産業、物品賃貸業	181	195	181	195	138	171	138	171
各種サービス業	159	146	159	146	108	105	108	105
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	174	161	174	161	116	98	116	98
その他	110	97	110	97	82	66	82	66
業種別合計	1,171	1,173	1,171	1,173	891	910	891	910

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期				平成26年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	2,636	2,645	2,636	2,645	2,468	2,583	2,468	2,583
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,636	2,645	2,636	2,645	2,468	2,583	2,468	2,583
製造業	260	249	260	249	262	267	262	267
農業、林業	70	69	70	69	66	66	66	66
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	416	397	416	397	272	245	272	245
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3	5	3	5	3	3	3	3
卸売業、小売業	491	549	491	549	555	834	555	834
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	305	251	305	251	341	315	341	315
各種サービス業	597	624	597	624	578	510	578	510
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	248	244	248	244	172	151	172	151
その他	242	255	242	255	215	188	215	188
業種別合計	2,636	2,645	2,636	2,645	2,468	2,583	2,468	2,583

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
製 造 業	1	4
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	34	21
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	0
卸 売 業、小 売 業	52	47
金 融 業、保 険 業	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	44	—
各 種 サ ー ビ ス 業	71	90
国・地方公共団体	—	—
個 人	0	4
そ の 他	—	—
業 種 別 合 計	204	169

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成25年9月中間期		平成26年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	246,333	—	249,280
10%	—	43,839	—	45,847
20%	6,153	33,346	5,189	25,412
35%	—	31,824	—	32,724
50%	29,352	2,509	30,604	2,007
75%	—	84,826	—	88,358
100%	9,790	214,690	9,053	229,740
150%	439	331	—	337
250%	—	—	—	719
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	45,735	657,702	44,846	674,429

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第12条第4項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
現 金 及 び 自 行 預 金	10,012	10,017
適 格 債 券	28,285	8,074
適 格 投 資 信 託	—	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	38,297	18,091
適 格 保 証	3,213	2,637
適 格 クレジット・デリバティブ	—	—
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ 合 計	3,213	2,637

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第12条第4項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

（単位：百万円）

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	1	72

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
派 生 商 品 取 引	13	326
外国為替関連取引及び金関連取引	11	243
金 利 関 連 取 引	2	82
株 式 関 連 取 引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	25	200
合 計	38	526

（注）原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

（単位：百万円）

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	38	526
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	38	526
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

（単位：百万円）

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
派 生 商 品 取 引	13	326
外国為替関連取引及び金関連取引	11	243
金 利 関 連 取 引	2	82
株 式 関 連 取 引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	25	200
合 計	38	526

（注）原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

（単位：百万円）

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	4,000
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	500	4,000

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第12条第4項第6号）

該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第12条第4項第8号）

イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期		平成26年9月中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	16,700		20,550	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	2,350		2,561	
合 計	19,050	19,050	23,112	23,112

(2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等

該当ありません。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期	平成26年9月中間期
売却益額	585	579
償却損額	29	—

ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成25年9月中間期は5,268百万円、平成26年9月中間期は5,467百万円であります。

ニ 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第12条第4項第10号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。